

広島県水道広域連合企業団管理規程第3号

広島県水道広域連合企業団公有財産等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月18日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団公有財産等管理規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団公有財産等管理規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第20条関係） 土地を使用する場合の使用料 （略） （下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合）			別表（第20条関係） 土地を使用する場合の使用料 （略） （下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合）		
地下埋設物の規格による区分	単 位	土地の使用料 年額	地下埋設物の規格による区分	単 位	土地の使用料 年額
外径が0.07メートル未満	（略）	<u>0.8円</u>	外径が0.07メートル未満	（略）	<u>0.7円</u>
外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満	（略）	<u>0.9円</u>	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満	（略）	<u>0.8円</u>
外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満	（略）	<u>1.2円</u>	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満	（略）	<u>1.1円</u>
外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満	（略）	<u>1.5円</u>	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満	（略）	<u>1.3円</u>
外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満	（略）	<u>1.8円</u>	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満	（略）	<u>1.6円</u>
外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満	（略）	<u>2.4円</u>	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満	（略）	<u>2.2円</u>
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満	（略）	<u>3.8円</u>	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満	（略）	<u>3.4円</u>
外径が0.7メートル以上 1メートル未満	（略）	<u>5.3円</u>	外径が0.7メートル以上 1メートル未満	（略）	<u>4.8円</u>
外径が1メートル以上	（略）	<u>10.2円</u>	外径が1メートル以上	（略）	<u>9.2円</u>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。